

神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議における守秘義務等の取扱い

本取扱いは、神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（以下、「支援調整会議」という。）の構成機関等から、支援に関する施策等の情報を可能な限り早期に、かつ幅広く集約し、構成機関等が安心して情報を提供できるような、実効性の高い仕組み・体制を構築するため、神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条及び第11条に規定する支援調整会議の情報の安全管理及び守秘義務の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

1 守秘義務の適用範囲

支援調整会議の開催にあたっては、次に掲げる者に対し、守秘義務を設ける。（困難な問題を抱える女性に関する法律（以下「女性支援法」という。）第15条第5項）

- ア 構成機関等が国又は地方公共団体である場合、国又は当該地方公共団体の職員又は過去職員であった者
- イ 構成機関等が法人であった場合、当該法人の役員若しくは職員又は過去これらの者であった者
- ウ 構成機関等がア又はイ以外の者である場合、当該支援調整会議を構成する者又は過去支援調整会議を構成する者であった者
- エ 要綱第8条第2項の規定により支援調整会議から出席を求められた者

2 守秘義務が課される情報

- (1) 支援調整会議において取扱う情報のうち、守秘義務が課される情報は次のとおりとする。
 - ア 支援対象者本人の個人情報（被害に伴う病歴などの要配慮個人情報のほか、加害者、被害者及び加害者の親族、被害者の支援者等の個人情報を含む。）
 - イ 支援対象者本人に対する具体的な支援情報
 - ウ 支援マニュアルを含む具体的な支援の流れ、手法及び関係機関に係る機密情報
 - エ その他、支援調整会議の中で知り得た秘密が外部に漏れることで、本人に重大な不利益となり得る情報及び女性等支援事業の実施に支障をきたす情報 等
- (2) 支援調整会議の構成機関等は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（女性支援法第15条第5項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）第5条の3）
正当な理由とは、次のとおりとする。
 - ア 他法の規定に基づき当該情報を提供する場合
 - イ 本人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合 等

3 守秘義務違反

守秘義務に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがある。(女性支援法第23条、DV防止法第30条及び要綱第11条)

4 支援調整会議で取り扱う個人情報と個人情報保護法との関係

- (1) 支援調整会議は、必要に応じて関係機関等に資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。(女性支援法第15条第3項、DV防止法第5条の2第5項)
- (2) 個人情報の保護に関する法律の趣旨に鑑み、個人情報の取扱いは必要不可欠な場合に限定する必要があることから、個人情報を取り扱うのは個別ケース検討会議で支援対象者の保護等の具体的な対応を検討する場合や緊急時対応が必要となる場合のみとする。
- (3) 代表者会議や実務者会議において個人情報を共有する必要がある場合には、事例集など特定の個人を識別することができない形にした上で共有することとする。

5 情報の管理

- (1) 支援調整会議で共有された情報の漏洩が生じないように、構成機関等においては情報管理を確実に行わなければならない。
- (2) 支援調整会議は、必要に応じて、構成機関等における情報の管理状況を確認し、情報の漏洩等が疑われる場合等には、迅速に適切な措置を講ずることとする。
- (3) 支援調整会議における情報管理の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - ア 支援調整会議で配付された個人情報が記載された書類は、会議終了後、施錠可能な場所で保管し、必要な場合に限り取り出して利用する等の適切な方法により管理することとする。
 - イ 支援調整会議の開催中に限り共有をするべき個人情報が記載された書類は、会議終了後、回収又は廃棄することとする。
 - ウ オンラインで会議を実施する場合等においては、情報漏洩が生じないように、セキュリティの確保に特に留意することとする。

附 則

本取扱いは、令和6年11月1日から施行する。